一　地域再生計画の作成主体の名称　福岡県及びうきは市
二　地域再生計画の名称　地域の資源を活かした交流・連携のまちづくり計画
三　地域再生計画の区域の範囲　うきは市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

平成二十二年四月二十日
内閣総理大臣　鳩山由紀夫

○内閣府告示第二百号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十二年三月二十三日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年四月二十日
内閣総理大臣　鳩山由紀夫

一　地域再生計画の作成主体の名称　福岡県及び嘉麻市
二　地域再生計画の名称　豊かな自然と共生する環境と交流のまちづくり計画
三　地域再生計画の区域の範囲　嘉麻市の全域及び福岡県田川郡川崎町の区域の一部（安真木地区）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

○内閣府告示第二百一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十二年三月二十三日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年四月二十日
内閣総理大臣　鳩山由紀夫

一　地域再生計画の作成主体の名称　福岡県及び糸島市
二　地域再生計画の名称　人も元気　まちも元気　新鮮都市いとしま水環境再生計画
三　地域再生計画の区域の範囲　糸島市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

○内閣府告示第二百二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十二年三月二十三日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年四月二十日
内閣総理大臣　鳩山由紀夫

一　地域再生計画の作成主体の名称　福岡県及び福岡県筑紫郡那珂川町
二　地域再生計画の名称　第二期水と緑、暮らしがとけあう那珂川町促進計画
三　地域再生計画の区域の範囲　福岡県筑紫郡那珂川町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

○内閣府告示第二百三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十二年三月二十三日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年四月二十日
内閣総理大臣　鳩山由紀夫

一　地域再生計画の作成主体の名称　佐賀県及び唐津市
二　地域再生計画の名称　海・山・川の地域資源を活用した観光交流のまちづくり
三　地域再生計画の区域の範囲　唐津市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

○内閣府告示第二百四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十二年三月二十三日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年四月二十日
内閣総理大臣　鳩山由紀夫

一　地域再生計画の作成主体の名称　佐賀県及び伊万里市
二　地域再生計画の名称　伊万里市住みよい農山村計画
三　地域再生計画の区域の範囲　伊万里市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

○内閣府告示第二百五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十二年三月二十三日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年四月二十日
内閣総理大臣　鳩山由紀夫

一　地域再生計画の作成主体の名称　佐賀県及び佐賀県三養基郡みやき町
二　地域再生計画の名称　はつらつ新都・農山村
三　地域再生計画の区域の範囲　佐賀県三養基郡みやき町の全域及び鳥栖市の区域の一部（牛原地区）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

○内閣府告示第二百六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十二年三月二十三日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年四月二十日
内閣総理大臣　鳩山由紀夫

一　地域再生計画の作成主体の名称　多久市
二　地域再生計画の名称　多久市『人・自然　環境創出』再生計画
三　地域再生計画の区域の範囲　多久市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

○内閣府告示第二百七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十二年三月二十三日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年四月二十日
内閣総理大臣　鳩山由紀夫

一　地域再生計画の作成主体の名称　神埼市
二　地域再生計画の名称　自然と歴史と人が輝く未来都市計画
三　地域再生計画の区域の範囲　神埼市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

○内閣府告示第二百八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十二年三月二十三日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年四月二十日
内閣総理大臣　鳩山由紀夫

一　地域再生計画の作成主体の名称　佐賀県杵島郡白石町
二　地域再生計画の名称　人と大地がうるおい輝く豊穣のまちづくり計画
三　地域再生計画の区域の範囲　佐賀県杵島郡白石町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

○内閣府告示第二百九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十二年三月二十三日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年四月二十日
内閣総理大臣　鳩山由紀夫

一　地域再生計画の作成主体の名称　諫早市
二　地域再生計画の名称　「自然と調和するまち・諫早」水辺再生計画